

「BIZTREK給与」を  
ご使用のお客様へ

株式会社マーベルコンピュータ  
〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13  
TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901  
TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

**令和6年3月分(4月納付分)～  
健康保険料率・介護保険料率改定について**

令和6年度の協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の健康保険料率・介護保険料率は、令和6年3月分(4月納付分)より改定となります。

これに伴い、「BIZTREK給与」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1) 「健保/厚生年金料額表」(その他メニュー)の「料率の変更」ならびに「社員への適用」
- (2) 「賞与基本情報」(賞与メニュー)の「賞与健康保険料率の変更」

次ページの手順にそって操作をお願いいたします。

この説明書では、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）兵庫支部の料率に基づいて説明しておりますが、**料率は各都道府県によって異なります**ので、各支部から通知された料率を設定してください。

◆ 兵庫支部の料率の例

	令和6年2月分（3月納付分）まで	令和6年3月分（4月納付分）から
健康保険料率	10.17%	<b>10.18%</b>
介護保険料率	1.82%	<b>1.60%</b>

**BIZTREK給与の健康保険料率の設定**

健康保険 ※料率は都道府県支部により異なります。  
保険料率 一般 101.80 /1000  
介護保険該当者 117.80 /1000

「健康保険料率」が「10.18%」の場合は、「一般」の欄に「101.80」と入力します。

「健康保険料率」と「介護保険料率」の合計(千分率)を「介護保険該当者」の欄に入力します。  
(例)「健康保険料率」「10.18%」、「介護保険料率」が「1.60%」の場合、合計「11.78%」になるので、「介護保険該当者」欄には「117.8」と入力します。

※組合管掌の健康保険に加入されている場合は、本人負担の2倍の率を設定してください。

## 【作業時期と手順】

### 【1】BIZTREK給与「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

#### ◆時期・・・3月の給与計算の後、4月の給与計算の前

通常、3月分の保険料は4月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、4月になります。3月の給与計算後、4月の給与計算の前に、料額表の再計算と社員への適用処理を行って下さい。(例外的に、3月分の保険料を3月支給分給与から控除している場合は、2月の給与計算後、3月の給与計算の前に行ってください。)

#### 1. 給与データのバックアップコピー(複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

#### 2. 新料率の入力、再計算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上的健康保険の「一般」(上段)と「介護該当」(下段)の料率を新料率に変更します。(料率は各都道府県によって異なります。下図は、兵庫支部の例です。)

「健康保険料率」が「10.18%」の場合は、「一般」の欄に「101.80」と入力します。

「健康保険料率」と「介護保険料率」の合計(千分率)を「介護保険該当者」の欄に入力します。  
(例)「あ」「10.18%」、「介護保険料率」が「1.60%」の場合、合計「11.78%」になるので、「介護保険該当者」欄には「117.8」と入力します。

3) 「保険料再算」ボタンをクリックすると、新しい料率に基づいた保険料表に書き変わります。「賞与の保険料にも給与と同じ率を設定しますか」のメッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。

等級	標準報酬月額	報知月額	健康保険料	厚生年金保険料	厚生年金基金保険料
1	59,000	以上	2,292	3,416	
2	69,000	63,000	3,461	4,005	
3	79,000	73,000	3,970	4,594	
4	89,000	83,000	4,479	5,183	8,052
5	99,000	93,000	4,988	5,772	8,967
6	104,000	101,000	5,294	6,126	9,516
7	110,000	107,000	5,599	6,479	10,065
8	118,000	114,000	6,006	6,950	10,797
9	126,000	122,000	6,413	7,421	11,529
10	134,000	130,000	6,821	7,893	12,261
11	142,000	138,000	7,228	8,364	12,993
12	150,000	146,000	7,635	8,835	13,725
13	160,000	155,000	8,144	9,424	14,640
14	170,000	165,000	8,653	10,013	15,555
15	180,000	175,000	9,162	10,602	16,470
16	190,000	185,000	9,671	11,191	17,385
17	200,000	195,000	10,180	11,780	18,300
18	220,000	210,000	11,198	12,958	20,130

※料額表の端数について: この表の保険料は、被保者負担分です。被保者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保者負担分を控除する場合、被保者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

#### 3. 社員への適用

4) 画面上部の「料額適用」ボタンをクリックします。

5) 選択画面で、上の方のラジオボタン(社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)をクリックして、「適用」ボタンをクリックします。処理がすすみたら、「終了」します。この処理により、社員情報に登録されている健康保険・介護保険の保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

## 【2】「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更（確認）

◆時期 . . . . . 即日～遅くとも、3月以降、最初の賞与入力の前迄

●【1】の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

- 1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。
- 2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へ ボタンをクリックします。  
※スタンダード版では、「2.賞与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

1.共通項目登録

2.給与体系別項目登録

3.項目総合計の名称登録

- 3) 給与体系一覧から給与体系を一件ずつダブルクリックします。

給与体系一覧	件数
サブメニューで給与体系別賞与項目へ	
コード	名称
001	総務部
002	営業部
003	パート
004	業務

- 4) 健康保険料率の、「一般」と「介護保険該当者」欄の率をそれぞれ確認し、もし違っていたら手入力で訂正します。

賞与健康保険料率	
一般	101.80 / 1000
介護保険該当者	117.80 / 1000

←左図は兵庫県の保険料率設定例です。（保険料率は各都道府県により異なります。）

- 5) 登録ボタンをクリックします。  
※スタンダード版では、2)の画面に戻るなので、そのまま終了します。

- 6) 一覧画面に戻るなので、他の給与体系も全部同じように確認します。全部確認し終わったら、終了します。